

新潟市監査委員情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

新潟市監査委員訓令第4号

新潟市監査委員情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市監査委員情報通信技術の活用に関する規程（平成31年新潟市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、並びに」に改め、「総務部デジタル行政推進課長」の次に「及び総務部情報システム課長」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。